

○財務省告示第二百五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十七年五月二十八日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年六月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第五百
十二回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適用等
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）の価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした財
務大臣が行われる入札であつて、財
務大臣が各国債市場特別参加者
の応募限度額を定めるものによ
る発行（以下「国債市場特別

四 発行方法

の 経 利 入 価 ・ 別
払 過 札 格 第 参
込 利 発 競 II 加
み 子 率 行 争 非 者

(一) 年
一・二パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に追加の第二
式により算出した金額を第
十号に規定する日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.2 \times 69}{100 \times 365}$$

(二)

発行時にいて、その利子
に係る所得税が源泉徴収され
るものとして振替口座簿中の
口座に記載又は記録されるも
のにつきいは、前記の算式
により算出した金額から該
金額に百分の二十・三・五を
乗じた金額（ただし、当該国
債を発行時ににおいて取得す
る者が非居住者又は外国法
人である場合は、前記の算式
により算出した金額に当該非
居住者又は外国法人が適用を
受ける所得税の税率を乗じた
金額）を控除することができ
る。

平成二十七年九月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限

平成二十七年五月二十八日
 財務大臣から通知を受けた者
 日本銀行
 額面金額百円につき百円
 平成四十七年三月二十日
 る利子を支払う。
 いて、その日以前六月間に属す
 日を支払期とし、各支払期にお
 毎年三月二十日及び九月二十
 後の利子以

下、次号及び第十六号において
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2}}{100 \times 2}$$